

## 社会福祉法人いっつ星会行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき当法人は従業員の仕事と子育ての両立を図るため下記の通り計画を立て労働環境の整備に取り組みます。

計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日までの3年間

計画内容 ①「年5日の年次有給休暇の確実な取得」のスタートによる取得促進の実施

<対策>

- ・平成31年4月～5月  
事業所別・個人別の取得率の把握
- ・令和1年6月～  
問題点の検討
- ・令和1年8月～  
対策を踏まえた取得促進のための職員への促し  
事業所別・個人別の取得率の把握
- ・令和3年4月～  
年6日以上取得を目標とする

②産前産後休や育児休業給付など諸制度の更なる周知

<対策>

- ・平成31年4月～  
諸制度の再調査
- ・令和1年7月～  
制度に関するパンフレットの作成と配布